鎌倉市住民協定一覧 (その1)

R 6.4現在

									⇒	ヒナ	- 位:	包内包	灾						
No.		会等 <i>の</i> 4称		区 域 (申請者)	外壁後退m	最高		除く	北側	建	容積率%		敷地分割	宅盤変更	戸建専用住宅	二世帯住宅	共同住宅	11	備 考(※記載内容はあくまで一部です。 詳細は必ず協定書等をご確認くださ
1	鎌倉自		迴会	城廻				2					×	×	0		×		1区画を分割して第三者に譲渡することを禁止 (ただし1区画330㎡以上の敷地での165㎡以上 の割譲は別途協議)
2	手広町	片门内	岡会	手広				2							0		×		建物は一区画一戸の個人専用住宅とする
3	琵自	琶 多治 含	苑会	笛田		8							×		0		×		診療所、公民館は原則として可 店舗併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎等は 不可
4	新鎌自		山会	腰越・津		8		2					×	×	0	0) ×		分割後の区画が165㎡以上の場合は別途協議 隣家の日照保護等に配慮し、隣接住民の了承 を得るようにする 屋上には原則として階段室、工作物等は設置 しない 屋根形状の規定あり
5	住	宅 ±	倉地会	西鎌倉		8						50坪 以上			0	0	×		隣家の日照(隣地距離・位置・屋根の形態)に配慮 臭気等(ボイラー・クーラーの位置等)に配慮 敷地分割は50坪以上の場合のみ(ただし法地は含まない)
6			倉会	腰越・津									×	×	0	0	×		緑地の造成や環境破壊につながる樹木の伐採 不可 鉄筋のないブロック塀等の築造不可
7		野	台会	高野	1. 0 1. 5		6.5	2					×		0	0) ×	: C	診療所、日用品等を販売する店舗併用住宅及び公益上必要な施設で、協定の目的に反しないと認めた場合は建築可分割は、やむを得ない事由があり委員会の承諾を得た場合のみ可
8	住 友自		盤会	常盤	1. 0 1. 5	8	6.5	2	0	40 以 下	80以 下		×		0	0	×	: C	兼用住宅で、事務所、学習塾・華道教室・囲 碁教室及び診療所等は、事前協議により認め られる場合あり 分割は、協定の目的に支障なく、事前協議に より認めた場合のみ可
9		泉	台会	今泉台									×	×	0	0) ×		分割後の一区画の面積が165㎡以上の場合は、 分割事情により、地形・景観・近隣関係など で問題がなければ、許容されることもある
10	笛田町	東方	芝会	笛田		9						40坪 以上			0		×		診療所・公民館は可 店舗併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎は不 可
11	七里7 三丁日 3番	ガ浜東 目2番・		七里ガ浜東									×	×	0		×		寮不可 長屋は自治会に要確認 自
12	御 自	ケ 〕	丘会	腰越・津								45坪 以上			0	0	×		日照等への配慮、臭気等への配慮(ボイラー・ クーラーの位置・構造) 敷地分割については自治会と事前協議 共同住宅は極力避けること
	諏訪内		町会	津西													×		日照、隣地距離等への配慮 騒音、臭気に配慮 (クーラー等の位置・構造)

鎌 倉 市 住 民 協 定 一 覧 (その2)

R 6.4現在

						Ė	Eな	協	定	内:	容						K 0.4
No.	自治会等の 名称	区 域 (申請者)	外壁後退m	高 最高 m	育高加		北側斜線					宅盤変更	戸建専用住宅	二世帯住宅	共同住宅	緑化・生垣	備 考 (<u>※記載内容はあくまで一部です。詳</u> 細は必ず協定書等をご確認くださ <u>い。)</u>
17	雪 ノ 下 一 丁 目	雪ノ下	0.5			3									×		(合意書) 地盤面を道路面に合わせる
18	材 木 座 三 丁 目	材木座		10		3											(覚書)
19	浜 上 山 自 治 会	腰越		10	8	2							0	0	×		日照、騒音等に配慮
20	七里ガ浜東 四丁目2番、 七里ガ浜東 二丁目30 番、32番、 33番	七里ガ浜東									×	×	0	0	×		寮、長屋不可 日照、眺望等の尊重 店舗は、商店街地域以外不可
21	腰越五丁目 15番~18番	腰越				2							0		×		寮、長屋不可 屋上不可 日照、眺望、プライバシーに配慮
22	七 里 ガ 浜 目 治 会	七里ガ浜								50坪以上			0	0	×		長屋不可 店舗不可 敷地形状の変更は周辺環境等の保護を遵守
23	星 和 城 廻 自 治 会	城廻								30坪以下不可		×	0		×	0	建築する際は事前に自治会長に届出 一区画を30坪以下に細分割しての利用及び転売不可 フェンスの高さは1.5m以下
24	七里ガ浜東 三丁目8番〜 10番 稲村ガ崎五 丁目19番	七里ガ浜東ほか									×	×	0	0	×		寮、3戸建以上の長屋不可 自
25	七里ガ浜東 四丁目16 番、17番の 一部、26番	七里ガ浜東				2					×	×	0	0	×		店舗併用住宅不可 寮不可、長屋は自治会に要確認 眺望、日照、プライバシーへの配慮 屋上はできるだけ設けない
26	新風台	関谷				2					×	×	0	0	×		長屋不可 高い塀等不可 土盛りは10cm以下
27	大 平 山 丸 山 町 内 会					2 地下 1				50 坪以上		×	0		×		専用住宅のみ可
29	七里ガ浜東 四丁目3番3 号~12号、4 番3号~6 号、7番	七里ガ浜東				2					×	×	0	0	×		寮不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない
30	七里ガ浜東 三丁目19 番、22番 稲村ガ崎五 丁目34番~ 39番	七里ガ浜東ほか				2					×	×	0	0	×		寮不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない

鎌倉市住民協定一覧 (その3)

R 6.4現在

							-	主な	よ協定	定内	容						N 0. 4 2. E.
			外壁	高	Ė	地	北侧	建	容積	3	敷地		戸井		共口	緑化	備 考
No.	自治会等の 名称	区域(申請者)	壁後退 m	最高 m	軒高m	階除く階数	側斜線		容積 率%	面積㎡	分割	宅盤変更	建専用住宅	二世帯住宅	住宅	化・生垣	
	七里ガ浜東 四丁目6番、 10番、11番	七里ガ浜東				2					×	×	0	0	×		寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない
33	鎌倉山萩郷自 治 会	笛田									×	×	0	0	×		店舗併用住宅、長屋、寄宿舎不可 近隣に迷惑を及ぼす高い屏等不可
45	七里ガ浜東 二丁目9番~ 39番(30 番、32番の 一部、33番 を除く)	七里ガ浜東				2					×	×	0	0	×		寮は不可、長屋は自治会に要確認 自 屋上はできるだけ設けない
51	七里ガ浜東 三丁目2番ほ か	七里ガ浜東				2					×	×	0	0	×		寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない 自
52	七里ガ浜東 四丁目12番 ほか	七里ガ浜東				2					×	×	0	0	×		寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない 自
	七里ガ浜東 五丁目1番、 2番ほか	七里ガ浜東				2					×	×	0	0	×		寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない 自
	玉縄五丁目 山百合公園 地 区	玉縄				2				40坪 以上		×	0				日照、プライバシーへの配慮
	浄 明 寺 胡 桃 ヶ 谷 (住友)地区			8				40	80	50坪 以上		×	0	0	×		景観形成地区(最低敷地面積等の条例あり→都市景観課へ) 寮、長屋不可 店舗兼用住宅不可
57	山 ノ 内 西 瓜ヶ谷団地 自 治 会	山ノ内									×	\triangle	0	0	×		分割について、やむを得ぬ事情が生じた場合、 事前に委員会と協議し解決を図ること 寮、長屋不可 土地形質等の変更は、事前に委員会との協議が 必要
60	早雲台住宅 地	城廻				2				50坪 以上	Δ	×	0		×		寮、長屋不可 100坪未満の敷地の分割譲渡不可 分割後の敷地が50坪未満の分割譲渡不可
62	玉縄二丁目 地 区	玉縄				2				40坪 以上		×	0				日照、プライバシーへの配慮

鎌倉市住民協定一覧 (その4) R 6.4現在

						Ξ	Èな	協	定	内	容						R 6.4現在
No.	自治会等の 名称	区 域(申請者)	外壁後退m	高 最高 m	iさ 軒高 m	地階除く階数		建蔽率%	容積率%	面積㎡	敷均分割	也 宅盤変更	11王	帯住宅	宅	٠.	細は必ず協定書等をご確認くださ
63	扇ガ谷・御 成町の景観 をまもる会	扇ガ谷・御成町		10													日照、通風を遮る、プライバシーを侵害するおそ れのある建物の建築不可
64	津西緑和会	津西									×	×	С		×		分割後の面積が50坪以上になる場合は、景観等に 問題がなければ許容されることもある
65	玉縄五丁目 • 関谷地区	玉縄·関谷				2				40坪以上		×	С				日照、プライバシーに配慮
66	鎌倉城山自治 会	城廻				2						×	С)	×	С	フェンスの高さ1.5m以下 事前に自治会長に届出が必要
68	西 鎌 倉 山 自 治 会 第16第17第18 ブロック とその周辺	腰越・津								50坪以上			С)	×		寮は不可 建物は現状の一区画に戸建専用住宅一棟とする
69	一の鳥居 東、由比ガ 浜の景観を まもる会	由比ガ浜		12													高さが10mを超える場合、境界線から建物壁面までの距離は1m以上
70	大御堂住宅 地	雪ノ下											С	0	×		寮、長屋は不可 敷地形状を変更する場合、周辺の住環境、生活環 境等を遵守
71	鎌倉うぐい す 山 地 域	山崎															近隣住宅との調和、日照、眺望及びプライバシー の配慮
72	山 王 台 自 治 会 住 民 協 定	扇ガ谷											С)	×		民泊施設、貸別荘、共同住宅、その他営利を目的とした施設は不可 シェアハウス、グループホーム、ケアハウス、教室・事務所などは 自治会に要確認
73	稲村ガ崎二 丁目住民協 定	稲村ガ崎				2						×					民泊施設、貸別荘として利用する場合は、稲村ガ 崎自治会に協議・登録が必要
74	長谷2丁目 18番及び20 番から22番 住民協定	長谷		10									С)			造成・建築の際、近隣説明が必要 高さ制限は8mの努力目標あり 高齢者向け住宅、病院、ケアハウス、デイサービス、グループホーム、ワンルームマンション、ホテル、葬儀場など不特定多数の人が集まる施設は不可。その他の用途については要協議 区域内の既存樹木の伐採は不可 長谷二丁目・坂ノ下地内住民協定(都市計画課所管分)あり
75	稲村ガ崎五丁目 (10 班・11 班 AB・3 班 A) 住 民 協 定	稲村ガ崎				2							С		С		民泊施設、貸別荘、シェアハウス、営利目的施 設、短期賃貸施設(転貸含)は不可 グループホーム、ケアハウス、教室などは要協議
76	由比ガ浜西自 治 会民 協定	由比ガ浜		10											С		共同住宅は小規模、屋上及び共有部分には地域住 民避難スペースを設置 大規模集客商業施設不可 宅盤は敷地内平均を上限 高さ制限は8mの努力目標あり 近隣住宅との調和、日照、眺望、プライバシー及 びエアコン等設置物の配慮 自然の保全及び海岸沿い景観の維持向上